

高知市における町内会への加入促進に関する協定書

高知市町内会連合会（以下「甲」という。）、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）及び高知市（以下「丙」という。）は、相互に連携及び協力を図り、第1条に掲げる目的を推進するために、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協働によるまちづくりの視点から、甲乙丙が相互に連携及び協力をし、市民の町内会への加入を促進することにより、地域コミュニティの活性化に資することを目的とする。

（町内会の定義）

第2条 この協定において町内会とは、町内会、自治会、自治公民館等の名称にかかわらず、原則として一定の地域に住む人々が、その地域に生ずる様々な共通課題への対処、住民の相互親睦、地域生活の向上等を目的として組織された住民自治組織をいう。

（協定事項）

第3条 甲乙丙は、次に掲げる役割分担に基づき、市民の町内会への加入促進に取り組むものとする。

- 1 甲及び丙は、町内会への加入促進に関するチラシ、生活に必要な情報等を乙に提供するとともに、乙に加盟する会員からの問合せに応じて、市民の町内会の加入促進に必要な情報提供を行うものとする。
- 2 乙は、乙に加盟する会員が高知市内の戸建、アパート、マンション等の販売又は賃貸契約（更新契約を含む。）の仲介等を行う場合において、当該契約をしようとしている市民等に対し、町内会への加入促進に関するチラシ等により、町内会への加入を促すよう努める。
- 3 丙は、甲乙が相互に協力して行う市民の町内会への加入促進に関する取組に対して、甲乙と協議の上、必要な協力をを行うものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該日の属する年の翌年3月31日までとする。ただし、当該期間の満了の日の1か月前までに甲乙丙のいずれからも解除の申し出がないときは、当該期間の満了の日の翌日から1年間ごとに更新されるものとする。

（その他）

第5条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙丙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年12月1日

甲 高知市町内会連合会

会長 長尾達雄

乙 公益社団法人高知県宅地建物取引業協会

会長 山下徳隆

丙 高知市

代表者

高知市長 岡崎誠也